

小美玉市告示第 221 号

都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催について

茨城県は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり小美玉都市計画公園の変更案の作成に係る公聴会を開催いたします。

ついては、当公聴会に出席して意見を述べようとする方は、令和 8 年 9 月 11 日までに茨城県知事あて公述申出書を提出してください。

公聴会においては、公述申出書を提出された方の中から、茨城県知事があらかじめ選んだ公述人に意見を述べていただくことになります。

公述申出書が多数の場合には、公述人に選定されないこともありますので、あらかじめご了承ください。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催されません。

令和 8 年 9 月 3 日

小美玉市長 島田 幸三

記

- 1 日 時 令和 8 年 9 月 18 日 午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 小美玉市小川 225 番地
小美玉市小川文化センターアピオス 茨城トヨタパールホール（小ホール）
- 3 公述申出書の提出先 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 大井川 和彦（土木部都市局都市計画課扱い）
- 4 公述申出書の様式 「別紙 1」 のとおり
- 5 都市計画の構想 「別紙 2」 のとおり
- 6 公聴会に関する問合せ先 茨城県土木部都市局都市計画課 電話 029-301-4588
小美玉市都市建設部都市整備課 電話 0299-48-1111

公 述 申 出 書

小美玉都市計画公園の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 小美玉都市計画公園の変更

公述申出人 住 所

電話番号

ふりがな
氏名

年 齡

職業 _____ 歳 _____

意見の要旨 別紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

別紙2

都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

公園（５・４・００１号 空港公園）

(2) 都市計画の内容

都市計画公園中５・５・００１号空港公園を５・４・００１号空港公園に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合公園	５・４・００１	空港公園	小美玉市大字与沢 字大山、字かじや久保、字北山、字外之内前及び字ワナメ形 小美玉市大字外之内 字北山	約 9.3ha	シンボル広場、多目的広場、駐車場、池

(3) 都市計画を変更する土地の区域（位置図参照）

削除する部分

小美玉市 大字与沢 字外之内前及び字ワナメ形の各一部

(4) 案の作成理由

都市計画公園５・５・００１号空港公園は、北関東の空の玄関口として位置付けられている茨城空港の開港に併せ、国内外から訪れる航空旅客に空の玄関口を印象づけるエントランスエリアとして、また、県民をはじめ多くの人々が集い憩う交流空間機能を持つ総合公園として、平成 18 年 1 月に都市計画決定された。

その後、本公園は、空港に隣接する土地の一部を、産業利用の需要の高まりや公園機能の再検討の結果から都市計画を変更し、現在は計画面積約 16.3ha のうち 8.5ha が供用されている。

小美玉市都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月策定）では、本公園を含む茨城空港を中心とする地域一帯を「空の交流エリア」として位置づけ、国内主要都市や国際線就航地との交通結節点として、新たな交流空間の形成を推進するとされている。

さらに本公園は、空港に隣接する特性を活かし、航空産業への楽しみ・理解を促進し、地域振興に寄与する公園として利用促進するとされている。

このような中、令和 5 年度の茨城空港の旅客数は、国内線において過去最高の約 70 万人となり、国際線についても増加傾向にあったことから、空港利用者、航空会社、運送事業者、旅行・宿泊事業者、交通事業者、自治体や県民の方々等から、今後の茨城空港に必要とされる取組に関する意見を把握するとともに、これら意見について有識者等により構成される「茨城空港のあり方検討会」にて議論を進め、本公園を含む空港周辺一帯の土地利用のあり方についても検討が行われた。

その結果、茨城空港将来ビジョン（令和 7 年 7 月策定）において、本公園の公園施設の配置計画を見直し、公園区域の一部をターミナルビルや駐機場の拡張に転用する方向性が示された。

また、小美玉市新まちづくり構想実施計画（令和 8 年 3 月策定）において、本公園内に「新交流拠点」エリアが位置づけられ、新たに屋外施設として遊具広場や親水広場を整備するほか、航空機を活用した屋外展示スペース、多目的スペースや展示スペースなどの屋内施設、各施設を回遊できる遊歩道などを整備することにより、本公園の魅力及び利便性のさらなる向上を図ることとしている。

これらのことから、空港及び空港周辺一帯のにぎわい創出を図るとともに、人々が集い、交流を深める場としての機能向上が期待されることから、本案のとおり変更するものである。

(5) 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間

令和 8 年 9 月 3 日から令和 8 年 9 月 11 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

閲覧場所

公聴会に関する問合せ先に同じ。